

佐竹朋子著

『近世公家社会と学問』

山田 淳 平

一 本書の内容と特徴

本書は、二〇〇七年提出の学位請求論文『近世中後期公家社会の研究―政治主体の新たな形成をめぐる―』をもととし、その後の新稿を合わせて成稿されたものである。各論文の初出年代で言えば、二〇〇三年から二〇一八年にかけての論考が収められている。本書では概ね各論考で取り扱う年代順に配列されており、時代に沿って近世公家社会の変遷を追うことができる構成となっている。

本書の構成を掲げておく。

序章 研究史整理と本書の課題

第一章 近世公家社会における葬送儀礼

第二章 野宮家における家業の継承―野宮定之を事例として―

第三章 一八世紀公家社会における学問と家業―滋野井家を事例として―

第四章 近世公家社会における一門―勸修寺一門を事例とし

て―

第五章 家礼関係に見る家礼の役割

第六章 三条実万の学問履歴

第七章 幕末公家社会における三条実万の役割

第八章 学習院学問所設立の歴史的意義

第九章 幕末の修陵事業―朝廷側の視点から―

終章 近世公家社会と有職故実

本書の問題関心は明快であり、幕末に天皇・朝廷勢力がなぜ政治的に浮上し得たのか、という問題に答えようというものである。より具体的には、朝廷内部で政治的浮上を可能にした内発的要因が何であったのかを明らかにする必要があるという課題意識から、公家たちが学問を通じて自己形成を実現し、政治主体を形成していく過程が跡付けられている。

本書の大きな特徴は、序章において「学問を通じて公家が新しい政治主体を形成させていく過程は、近世中後期を通じて一貫した流れであったことを実証的に明らかにしていく」ことが課題として表明されているように（一七頁）、幕末期における朝廷の浮上を、朝幕間での相対的な力関係でとらえず、公家社会それ自体における近世中後期からの一貫した流れとして理解する点にある。近年の近世朝廷研究は、近世の事象を幕末期の浮上につなげて論じることには慎重であり、むしろ近世の固有性を追究する傾向が強いように思えるが、そのようななかにあつて特徴的な研究姿勢と言える。結果として、公家社会の学問という切り口から、近世中期から幕末の文久期に至る長期にわたる通史を描き切ることに

成功しており、近世史のみならず、幕末・維新史研究への架橋も見通した成果となっている。

終章において「朝廷権威の自立化を問題にするのであれば、人の問題は避けて通れない問題なのである」(三八二頁)と総括されているように、個々の公家個人への着目が、本書を方法的に特徴付けている。その言に違わず、第一章では野宮定基、第二章では野宮定之、第三章では滋野井公澄・実全・公麗の三代、第四章では勤修寺高顕や万里小路尚房といった勤修寺一門の公家たち、第六章・第七章では三条実万、第八章では野宮定静・定祥・定功の三代といったように、各家が残した公家日記をふんだんに用いながら、各時期において学問に執心した公家たちの姿が活写されており、個々の学問履歴と実践が実証的に明らかにされている。

充実した公家の個人史であると同時に、個人の活動を基軸として、家礼や一門といった公家社会の制度的関係や、有職故実の伝授や書籍貸借・種々の勉強会などの様々なネットワークの存在が明らかにされており、豊かな公家集団論として展開している点、単なる個人史研究にとどまらず、近世公家社会研究としての価値を確かなものとしている。

二 本書の成果と疑問点

以下、本書の成果と疑問点をいくつか掲げておく。

(一) 学問の評価をめぐって

本書の第一の成果は、言うまでもなく、江戸時代の公家たちの豊かな学問の営みを具体的に明らかにしたことである。特に、こ

れまでの近世公家社会研究において、吉田家・白川家の神道や土御門家の陰陽道といった身分編成にかかわる家職や、高倉家の衣紋道・持明院家の入木道などの芸能・学芸にかかわる各公家ごとの特徴的な家職^②をめぐる研究が蓄積されてきた状況にあって、あまねく公家が励むべきものとされた学問一般に着目した点は本書の大きな特色である。

ただし、本書の分析軸となっている学問をめぐることは少しながら疑問を差し挟まないでもない。本書でいう学問とは、「公家が仕事(役)として、もしくは仕事(役)を務めるために取り組むさまざまなレベルでの学問、ある時は儒学、ある時は有職故実などである」という。明解な定義づけではあるが、近世の公家社会を主題とするからには、やはり「禁中并公家中諸法度」や「公家衆法度」といった幕府法度が掲げる「学問」との関係性を今少し明示してほしかったところである。「禁中并公家中諸法度」でいう「御学問」とは天皇が修めるべき治世のための漢学のことであり、「公家衆法度」において公家衆が油断なくとめることを定められた「家々之学問」とは、「学問・有職・歌道」のことであるというのが現在の定見であるようであるが、本書に登場する公家たちが取り組んだ学問の中身は実に多彩である。

儒学を習得した野宮定基は、「礼」という観点から公家社会の葬送儀礼を批判し、先例にこだわらず、自家で儒式の葬送儀礼を実践した(第一章)。一方で、定基の二代後を襲う野宮定之は種々の漢籍を買い集め有職故実の知識を蓄積するが、これはあくまで家業継承のための学問であり、公家社会内部での活用が図られたものだという(第二章)。滋野井家三代については、滋野井

公澄・実全の学問が「役として義務づけられた家業」のための学問であつたものが、公麗は主体的に故実を学び、門弟を集め、滋野井家を有職故実の家として際立たせることに成功したとされる（第三章）。勸修寺一門の勸修寺高顕や万里小路尚房は、先祖祭祀をめぐって有職故実を踏まえつつ議論を尽くして現在の最善の方法を追及するという柔軟な姿勢を取っていた（第四章）。これらに加え、御会のために六国史等の校合に励む公家たちの姿も明らかにされる（第八章）。

様々な形で公家たちの学問のあり様が明らかにされている訳であるが、これらの営みはすべて同列の「学問」として一括りにできるものであろうか。朝廷での奉仕を目的とするものや、一門・家中での儀礼に関わるもの、あるいは門弟に教授するものなど、その対象も様々である。橋本政宣は、宝暦事件後の明和七年（一七七〇）に発出された摂政近衛内前下命の条目に「仮にも卑賤之遊芸不可学候、有家業面々、尚更出精可有之事、」と、通規の単なる学問奨励の規定となっていない条文が掲げられていることに注目し、これが垂加流の学問の存在が意識されていることであると推測した。これを踏まえれば、朝廷内において、推奨される学問とそうでない学問があったようにも思える。本書では、公家たちが学問に勤しむ前提として前述の「公家衆法度」の規定が念頭に置かれているようであるが（終章、三七七頁）、松澤克行が、一七世紀中後期には蕃山学を学ぶ公家が現れ、公家を含みこむ文化的空間が体制を批判する思想の往来をも許容する場になっていたことを指摘し、本書においても、嘉永期→安政期にかけて三条実万のもとに幕府批判を含む多数の意見書が「草莽臣」等か

ら寄せられていたことが明らかにされているように（第七章）、公家たちの学問には幕府批判にもつながり得るものが存した。すると、幕府が推奨する学問と、こうした幕府批判にもつながる学問との関係性は如何なるものであろうか。

本書においては学問の中身についての類型化は特に行われていないようであるが、仮に大別すれば、幕府・朝廷への奉仕である役としての学問と、そうした役の枠組みにとらわれない、主体的な学問とに分けられようか。野宮定之や滋野井公澄・実全は前者、野宮定基や滋野井公麗、勸修寺高顕などは後者として位置づけられているように見受けられ、このうち後者を主体形成につながるものとして重視しているようである。前者はまさに幕府が奨励するところの「家々之学問」であろうが、後者はどのように位置付けられるのか。もはや「公家衆法度」の射程外での営みなのであろうか。幕府法度との関係性が明示されていないことによって、せっかく実証的に明らかにされた諸公家の多様な学問の評価が不鮮明になっているように感じられるのである。今少し個々の学問内容に即した評価がなされていれば論旨がより明解になったかと思われる。

（二）公家の学知受容をめぐって

本書の今一点の成果として、公家たちの知識や思想の受容経路を具体的に明らかにしたことが挙げられる。野宮家では家業を継承するために荒川元英という人物を家僮として雇い入れ、野宮定之は元英から有職故実の「伝授」を受けたというし（第二章）、宝暦・明和期の一条家では、故実に優れた家礼が次期当主を教育

する体制が作られていたことが指摘されている(第五章)。また、滋野井公全は松下見樸や堀正宗といった儒学者から講説を学び(第三章)、三条実万は、有職故実に優れ、野宮定静・定祥・定功や橋本実麗の侍講を務めていたという山田以文(国学者藤貞幹門弟)に学ぶとともに、「庭訓遺言」において有職故実は功者(濱嶋等庭・谷口胤祿・山田以文)に尋ねるべきであるとした(第七章)。そうした上で、成人期の実万は儒家清水平八ら入門し「前漢列伝」を読み、壮年期には池内大学・室谷亮長から『論語』の講義を受け(第六章)、武家伝奏に就任する嘉永期に至っては侍講を招いて時事問題を議論する一方で、「草莽臣」や三条家近習等から実万のもとに様々な意見書が到来するようになる(第七章)。これらのように、公家たちの家業や学知がどこからもたらされたものであったのが、各公家個人の学問履歴に即して明らかにされているのである。とりわけ、侍講・学者が公家の知識・思想形成に大きな役割を果たしていた点を見出したことは、公家社会全体の知の構造を解明する上で重要な点であろう。

ただ、公家たちの知識の習得過程の解明が主眼にあるためか、公家たちの知識・思想が常に公家社会外部からの伝授・入説によって形成されていっているようにも見えてしまう。そうした、ややもすれば受動的とも捉えられる公家像は、朝廷の自立化の内発的要因を問題とする本書の課題意識とどのように整合するのであるのか。

公家社会における知のあり方には様々な形が想定されるが、家業に関して言えば、梅田千尋が宗教者の本所となる公家を取り上げて指摘するように、「ある分野の信仰活動に関わる権威や知識

の源泉」という側面を有し、本所・家元化する公家たちの存在も想起される。本書で中心的に取り上げられている儒学や有職故実については、むしろ侍講・学者からの他伝によって家業を維持する公家が多いようであるが、これは家業の特性によるものなのであるのか。公家たちが誰から知識を得ていたか、という点は精緻に明らかにされているものの、その関係性自体が持つ意味合いについての説明がないため、こうした他伝による家業維持のあり方が、公家社会の家業全体のなかで如何に位置付けられるのか、やや分かりづらかった。今少し公家社会の知の構造の全体像を見通した上での評価が望まれたところである。

なお、付言すれば、政治主体としての公家の形成過程を主たる関心とする本書の趣旨からはずれないかもしれないが、公家の学問が周囲へ与えた影響も考慮すべき点ではなかっただろうか。終章では、公家たちが古義学を如何に受容したかが今後の課題として挙げられているが(三八四頁)、かつては、伊藤仁斎の学問に対する宮廷学の影響が指摘されたこともあった。また、野宮定基は、中根元圭らの研究仲間とともに律管をめぐる実験を行い、音律について楽人が驚くような結果を導き出したという。公家の学知の形成を理解するためには、松澤克行が指摘したような、公家たちと市中の学者たちとの相互の知的交流の様相を踏まえつつ、侍講・学者などとの関係性を位置付けていく必要がある。公家たちの学知の受容の局面だけでなく、発信の局面についての考察があれば、例えば第三章で明らかにされた、滋野井公麗による有職故実の家職化とされる現象の位置付けも、より明確なものになったかと思われるとともに、これまで蓄積されてきた家職論や文化

史の研究史との接続もスムーズになったのではないだろうか。

(三) 六国史校合をめぐる

さらに、仁孝天皇期における、和御会における六国史会説や、公家同士での勉強会などの書物学習の実態が詳細に明らかにされたことも本書の成果の一つである(第八章)。当該期の公家社会の勉強熱が、学習院学問所の設立につながっていく状況として明解に描き出されており、まさに本書の所期どおり、幕末期への展望が開かれている実証成果と言える。

それでは、こうした公家たちの勉強熱はどのような成果を生み出したのであろうか。第八章では、公家たちが『日本書紀』をはじめとする六国史を熱心に読み込み、学習院学問所での和書会でも『神武紀』以降の『日本書紀』が講義に用いられたことが明らかにされている。その上で、第九章ではいよいよ神武天皇が公家社会において「第一之神皇」として重視されていく過程が描かれる。読み手としては、公家たちの六国史学習の成果が如何に神武天皇陵の整備や祭祀に活かされたのだろうかと期待するところであるが、本書では朝廷が神武天皇陵を重視する思想を見出したのは、天保年間に徳川斉昭が神武天皇陵修築建議を行ったことに起因するものと冷静に分析している。妥当な分析なのであろうが、本書の主題からすれば、修築事業において、公家たちの学問や研究の成果が如何に活かされたのか(あるいは活かされなかったのか)についての説明が望まれたところであり、公家たちの学問の成果が何に結実したのが今ひとつ読み取りづらいのがなんとも残念である。

六国史校合との関わりで言えば、『日本逸史』の評価も気になるところである。『日本逸史』は賀茂社の神官鴨祐之が『日本後紀』の欠を補うべく編纂した編年史料であり、元禄五年(一六九二)に完成し、享保九年(一七二四)に刊行された。¹⁰⁾『日本後紀』逸文研究に大きく貢献した史書ではあるが、寛政・享和年間の塙保己一による『日本後紀』残卷十卷の写得・版行によりその重要性が後退し、また、『日本紀略』等の出典からの誤記・誤掲が指摘されるなど、今日的には「その史料価値は決して高くない」¹²⁾とされるものである。本書では、こうした近世成立の編纂書が仁孝天皇の「御会」に採用されたことについて、「新しい方向性が目指され」たもの(三一八頁)、あるいは「御会」に新たな可能性を追求した結果(三一九頁)だという評価がなされている。「新しい方向性」なるものの具体的内容がやや不明瞭な感はあるが、それは「テキストを正確に読んでいく」とする仁孝天皇の「御会」の精神(三二二頁)ということになるのだろうか。そしてそうした精神が諸公家に伝播した結果、「正確に書籍を読む前提として、より原本に近い書籍を読む必要性が認識され、校合作業が重要であることが共通認識」(三二二頁)になったという。だからこそ野宮定功は善本を求めて諸家を尋ね回った訳であるが、そのようなより原本に近づこうとする思潮のなかにあつて、江戸時代成立の編纂書である『日本逸史』を、しかも塙保己一の十卷本『日本後紀』の版行後に採用することについては違和感を拭えない。『日本逸史』の採用にどのような意味と意図があったのか、「新しい方向性」などという曖昧な評価に甘んじず、今少し踏み込んだ分析がほしかったところである。本書で引用されて

いる史料を読む限り、「頗不思議事也」（三二八頁）と、とまどいを隠せなかった野宮が、『日本逸史』の採用に対して肯定的であったとはどうにも感じられないのだが。

会説の場で学習された著作の性格を考慮する必要性については、近年、金炯辰も指摘するところであり、『日本逸史』に限らず、採用されたテキストに対する公家たちの認識を精査することで、より当該期に取り組まれた学問の意義が明確となるであろう。

ここまで妄評を重ねたが、評者の誤読や理解不足による部分が多く存すると思われ、大方のご寛恕を乞う。本書は、概ね文久の修陵の叙述で筆が擱かれているが、この後の最幕末に及んで、公家たちの学問的営為・主体意識はいかなる展開を見せ、明治維新・近代へと至るのか、興味は尽きない。惜越ながら、著者の今後の研究の発展に期待は膨らむばかりである。

- ① 高埜利彦「近世国家における家職と權威」（『近世日本の国家権力と宗教』東京大学出版会、一九八九、初出一九八七）、井上智勝『近世の神社と朝廷權威』（吉川弘文館、二〇〇七）、梅田千尋『近世陰陽道組織の研究』（吉川弘文館、二〇〇九）。

- ② 井上容子「衣紋会の組織と活動について―近世中後期の高倉家衣紋会を中心として―」（『近世の社会集団 由緒と言説』山川出版社、一九九五）、西村慎太郎「近世持明院入木道に見る公家家職―その成立と「秘伝」の伝播―」（『東京大学史料編纂所研究紀要』二〇、二〇一〇）等。

- ③ 松澤克行「近世の天皇と芸能」（『天皇の歴史二〇 天皇と芸能』講談社、二〇一八、初出二〇一一）。

- ④ 橋本政宣「江戸幕府と公家衆の家業」（『近世公家社会の研究』吉川弘文館、二〇〇二、初出二〇〇〇）。
⑤ 前掲注4橋本論文。

- ⑥ 松澤克行「十七世紀中後期における公家文化とその環境」（『史境』四三、二〇〇一）。

- ⑦ 梅田千尋「近世本所の家伝と家職―「陰陽道」像の模索―」（『歴史評論』七七、二〇一四）。

- ⑧ 石田一良「伊藤仁斎」（吉川弘文館、一九六〇）。

- ⑨ 宮川康子「野宮定基卿記覚書（一）」（『京都産業大学日本文化研究所紀要』六、二〇〇一）。

- ⑩ 前掲注6松澤論文。

- ⑪ 山本信吉「日本逸史」（『国史大系書目解題 下巻』吉川弘文館、二〇〇一）。

- ⑫ 大平和典「『日本逸史』延暦十三年十二月庚申是日条考―賀茂社行幸初見記事の出典をめぐって―」（『日本後紀』の研究』国書刊行会、二〇一八、初出二〇一四）。

- ⑬ 金炯辰「近世後期の朝廷運営と学問―仁孝天皇の御会説・御講釈を素材として―」（『日本歴史』八七八、二〇二一）。

（A5版 四一〇頁 吉川弘文館 二〇二四年一月

一一〇〇〇円＋税）
（奈良県文化財課主査